

令和7年度
茨城県包括外部監査報告書
(要約版)

「農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

令和8年2月26日

包括外部監査人 前嶋仁一

内容

第1章 包括外部監査の概要.....	1
I. 監査の種類.....	1
II. 選定した特定の事件(テーマ).....	1
III. 事件を選定した理由.....	1
IV. 包括外部監査の方法.....	2
1. 監査の要点.....	2
2. 実施した監査の概要及び主な監査手続.....	2
V. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び指名.....	3
VI. 包括外部監査の実施期間.....	3
VII. 利害関係.....	3
VIII. その他.....	3
第2章 監査の結果.....	4
I. 指摘・意見総括表.....	4

第1章 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

II. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 監査テーマ

農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 監査対象

農林水産部が所管し、実施する事業を対象とする。

(3) 監査の対象期間

原則として、令和6年度（必要に応じて他の年度についても対象とする。）

III. 事件を選定した理由

日本の食料自給率は、生産額ベースで約64%、カロリーベースで約38%と低く、多くの食料を輸入に頼っている。

このような状況下、世界中で見られる異常気象や天候不順、あるいは国際情勢によって輸入が制限されれば、すぐさま食料不足に陥るリスクが想定されている。国内においても、気候変動、為替相場、海外需要増加による国際価格の上昇等により、食料価格の上昇がエンゲル係数（2024年度28.3%）を上昇させて、県民生活に大きな影響を及ぼしている。

また、日本は少子高齢化、人口減少の中で、第一次産業（農業・林業・漁業）の就労者の減少傾向は他産業に比較しても多く、高齢化が進む中で、産業を発展させ、後継者を育成していくことが大きな課題となっている。このようなことから、国は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村振興を基本理念とする「食料・農業・農村基本法」を2024年6月に約25年ぶりに改正し、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態）の確保を柱とし、環境との調和、生産性の向上、スマート技術の活用、担い手育成等に取り組んでいくこととしている。

茨城県（以下「県」という。）は、日本の農業産業の中にあつて、農業産出額（令和5年生産農業所得統計）、耕地面積（令和6年耕地面積調査）で全国第3位、農業経営体数では全国第1位（2020年農林業センサス）を占めており、重要な役割を担っている。

県は、この重要な役割を担う中にあつて、多くの職員を配置し、多額の財政支出を行っているが、これら支出が適正であることはもとより、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査することが有益であると判断し、監査テーマとして選定した。

IV. 包括外部監査の方法

1. 監査の要点

- ・ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的及び有効的になされているか。

2. 実施した監査の概要及び主な監査手続

- (1) 農林水産部の所管する財務事務の執行状況を把握するために、各課及び各出先機関における決算状況の整理把握を行った。
- (2) 農林水産部所管課からの概況聴取を行った。
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等を行った。
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）を行った。

なお、現場往査先は、実施事業の状況を勘案し、以下の先を選定し行っている。

県北農林事務所	農業総合センター
県央農林事務所	農業研究所
鹿行農林事務所	山間地帯特産指導所
県南農林事務所	鹿島地帯特産指導所
県西農林事務所	農業大学校
高萩土地改良事務所	畜産センター
稲敷土地改良事務所	肉用牛研究所
境土地改良事務所	養豚研究所
	林業技術センター
	水産試験場
	霞ヶ浦北浦水産事務所

V. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び指名

包括外部監査人	公認会計士	前嶋 仁一
包括外部監査人補助者	公認会計士	中村 岳広
同 上	公認会計士	豊崎 孝浩
同 上	公認会計士	大島 祥

VI. 包括外部監査の実施期間

令和7年7月10日から令和8年2月26日まで

VII. 利害関係

選定した特定の事件については、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29に定める利害関係はない。

VIII. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分方法は、以下のとおりである。

指摘事項	主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断された事項
意見	不当とまでは判断されないが、改善が望まれるとされた事項

- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数の処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2章 監査の結果

1. 指摘・意見総括表

令和7年度包括外部監査報告書において記載した、【指摘】及び【意見】の要旨は、以下のとおりである。

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			第2章 監査の結果	
			2. 各執行機関の事務について	
			2-1. 本庁	
			2-1-1. 農業政策課	
			2. 監査の結果	
			(1) 派遣職員費負担金収入について	
1		○	<p>【意見】 派遣者負担金収入に退職給付費用相当額を加えるべきこと</p> <p>常総市へ職員を派遣し、本人支給分及び県負担の所定福利費等を請求しているところ、将来、当該職員が退職時に支給される退職金の派遣期間に対応すべき金額（退職給付費用相当額）が考慮されていない状況であった。</p> <p>派遣職員の県の負担分の算出にあたっては、応分の負担を求める見地から退職給付費用相当額を加えることを検討されたい。</p>	33
			(2) 販売スタイル転換型農業チャレンジ事業費について	
			①資料保管方針について	
2		○	<p>【意見】 資料の保管についてのルールを定めるべきこと</p> <p>補助金の申請書等の保管について、事業に応じて、保管方法（紙又はデータ）や保管先（本所又は出先機関）が様々であり、どの媒体でどの機関が保管するのか、明示されていない状況であった。</p> <p>資料の保管についてのルールを定め、書類の保管方法、保存先について、一覧表を作成し、適時に確認できる体制を整備しておく必要がある。</p>	34
			②実績報告について	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
3		○	<p>【意見】実績報告を求める措置を検討していくべきこと</p> <p>実績報告については、補助金が適正に活用されているかを確認する重要な資料であるところ、実績報告がなされていない場合、事業者に対して報告を促すことしかしていない状況となっている。</p> <p>補助金は要綱で定める報告がなされて確定するものである旨の理解を促していく必要がある。また、報告書の提出期限を一定期間経過した場合に、補助金の取消の検討を行うなどの対応をルール化し、毅然と対応する体制を構築していく必要がある。</p>	34
			(3) 茨城県化学肥料削減緊急支援事業について	
			①事後確認について	
4		○	<p>【指摘】要領で定めた確認を実施すべきこと</p> <p>補助金の実施要領において、支援対象者の5%程度を抽出し、化学肥料削減計画書に記載された項目の取組状況を確認すると規定されているところ、確認がなされていない状況であった。</p> <p>要領で定めた確認を実施すべきである。また、必要な手続きや確認事項について、チェックリストを準備し活用するなど、手続きが漏れない仕組みを構築しておく必要がある。</p>	35
			②二重申請チェックについて	
5		○	<p>【意見】手続きの適正性を担保する措置を講じるべきこと</p> <p>重複申請のチェックについて、事業受託者と県職員でチェックを行っているところ、県職員が行う審査チェックリストには重複申請のチェック項目がなく、重複申請が行われたか否かが不明な状況である。</p> <p>手続きの適正性を担保するため、県職員が用いるチェックリストにおいても、重複申請のチェックがなされていることを確認した項目を含めるべきである。</p>	35
			2-1-2. 産地振興課	
			2. 監査の結果	
			(1) 原種生産、販売について	
6		○	<p>【意見】生産効率の改善及び適正価格について検討していくべきこと</p>	40

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			原種の生産費用と売払い収入額の乖離が大きい。 県の負担を軽減していくためには、生産費用の削減と売払い価格の値上げが必要である。儲かる農業が実現していく中で応分の負担を受益者に求めていくことも検討しつつ、原種の生産コストの削減に取り組んでいく必要がある。	
7		○	【意見】 広域連携等について検討していくべきこと 原種の生産において、省力機械を導入しても圃場面積が限定的で多品種を扱う状況では、最大限の効果は得られない。 単一で広大な面積で行うことが経済的であることは実証されており、他の道府県と連携し、相互に役割を担うなどの広域連携等を構築していくことも有益であると考えられる。	42
			(2) 工事請負について	
			①令和4年度原種苗センター種子調整施設(種子自動消毒装置)更新工事について	
8		○	【意見】 内容に応じた契約事務を検討すべきこと 当該工事の入札参加条件として、建設工事入札参加資格名簿に「とび・土工・コンクリート工事」として登録されていることとされており、応札者は参考見積を徴取した1者のみであった。 工事の見積内容をみると、機器本体が主なものであるところ、装置を調達し、設置するにあたって、装置調達先にその責任の下に設置を担わせることにより、「とび・土工・コンクリート工事」の登録業者を対象とした一般競争入札による必然性は無いものと考えられる。 競争性の確保が難しく、性能等の評価が必要な装置など調達、設置にあたっては、考えられうる調達先すべてからの見積書等の徴取による随意契約によることを検討していく必要がある。	42
			②令和5年度原種センター種子調整施設(集中操作盤)更新工事(2次側配線含む)	
9		○	【意見】 適正な入札参加条件の設定及び複数者からの見積徴取を行うべきこと 当該工事の入札参加条件として、建設工事入札参加資格名簿に「とび・土工・コンクリート工事」として登録されてい	44

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			<p>ることとされており、応札者は参考見積を徴取した1者のみであった。</p> <p>工事の見積内容をみると、電気工事が主となっており、対象業種の選定に疑問を生ずる。</p> <p>また、一般競争入札による場合に、既存設備の更新という個別性の強い工事について、1者のみの参考見積のみによることは価格の妥当性について疑念が残ることから、実際に対応可能な複数の業者からの見積りを徴取していく必要がある。</p>	
			(3) 委託について	
			① R 6 茨城県ほしいもプロモーション展開事業業務委託について	
10	○		<p>【指摘】 契約書の取り交わしについて適正な事務処理を行うべきこと</p> <p>本件業務委託契約書は、請負人が仕事の完成を約束し注文者が結果に対して報酬を支払うことを約束する契約と考えられるため、請負に関する契約書（2号文書）に該当し、印紙の貼付が必要であるが、貼付がなされていなかった。</p> <p>印紙は貼付の要否の判断が難しく実務的にも煩雑であるため、貼付の確実性を担保するためチェックリスト等の整備が望まれる。また、貼付漏れによる過怠税や印紙コスト削減の観点からは電子契約書によることも推奨される。</p>	44
			② R 6 高付加価値メロン商品企画業務委託	
11	○		<p>【意見】 1 者のみの公募型プロポーザルの有効性及び実効性について</p> <p>業務委託の内容が技術系の専門的な知識を有し難易度の高いものから、マーケティング的提案内容の企画力を競うものまで幅広かったため、公募型プロポーザルへの参加が1者のみであった。</p> <p>一定数の応募の中から適切な事業運営能力と企画力を有する事業者を選定するという公募型プロポーザル方式の趣旨に鑑み、委託業務を総花的なものではなく関連性が高いメニューに応じた仕様設計にすることが事業の有効性と実効性の観点から有益である。</p>	45

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			(4) 補助金について	
			①R6 農業園芸共同利用施設整備事業費補助金について	
			(i)消費税等の扱いについて	
12		○	<p>【意見】補助申請者が課税事業者であるかの確認を行うこと 当該補助金の申請にあたっては、補助金申請者が課税事業者であるか否かの確認がなされた記録がなく、一律税抜での申請となっていた。本来、免税事業者にあつては、消費税等相当額は補助金の対象となるものである。</p> <p>要綱に定める趣旨を適正に実施して行く上で、申請者が課税事業者であるか否かの確認を行っていく必要がある。また、課税事業者においても、簡易課税を選択適用している者の取扱いについて整理していく必要がある。</p>	46
			(ii)補助対象者の財務内容について検討すべきこと	
13		○	<p>【意見】補助金の有効性を担保するために事業計画等を徴収すべきこと 補助金は、一定の補助率が定められ、対象金額の全額を補助するものではなく、自己負担分が生ずるものである。そのため、補助金の対象事業を実施することによって、財務体質に変動を生じさせることになる。</p> <p>経営状況や財務状態によっては補助対象物品に対する借入金等の経済的負担が大きき場合によって補助金の交付それ自体が事業目的を達成するどころか経営体の経営そのものの継続性を脅かし潜在的な債務者（破産者）の出現を助長してしまうことも危惧される。</p> <p>補助金の有効性は補助対象者が継続して事業を実施していくことができることが前提にもなるため、債務返済能力や借入金依存度等の現状を確認し、少なくとも補助対象資産の耐用年数に見合う期間の事業計画等の提出を受けて、経営体の財政規模に見合う交付決定の判断がなされる配慮が必要である。</p>	47
			2-1-3. 畜産課	
			2. 監査の結果	
			(1) 委託について	
			①R6 豚熱・アフリカ豚熱感染確認調査に係る死亡イノシシ	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			等検体採取等・消毒業務委託について	
14	○		<p>【指摘】 契約書の取り交わしについて適正な事務処理を行うべきこと</p> <p>本件業務委託契約書は、請負人が仕事の完成を約束し注文者が結果に対して報酬を支払うことを約束する契約と考えられるため、請負に関する契約書（2号文書）に該当し、印紙の貼付が必要であるが、貼付がなされていなかった。</p> <p>印紙は貼付の要否の判断が難しく実務的にも煩雑であるため、貼付の確実性を担保するためチェックリスト等の整備が望まれる。また、貼付漏れによる過怠税や印紙コスト削減の観点からは電子契約書によることも推奨される。</p>	53
			②R6 銘柄畜産物ブランド支援事業（常陸牛煌トップブランド化）業務委託について	
15	○		<p>【指摘】 物品の管理を適正に行うべきこと</p> <p>実績報告書を見ると、委託費で10万円以上の物品の購入がされていたが、当該物品は県の所有物として管理されていない状況である。</p> <p>単年度での委託契約において長期に使用する物品を購入することを認めているのは、同事業が長期間に継続されることを前提に、使用される期間にわたってリース料を支払うよりも経済的に合理的に判定されていることによるものであるが、このように購入された物品の帰属は県に属するものとして整理し、管理を行っていく必要がある。</p>	54
			2-1-4. 農業経営課	
			2. 監査の結果	
			(1) 委託費について	
			①農業参入等支援センターポータルサイト保守管理等業務委託について	
			(i)複数年にまたがる運用が予定されている制作物の運用委託について	
16	○		<p>【意見】 一般競争入札による他の業者が参加できる状況を担保するため、複数年にまたがる運用が想定される事業においては、入札参加者が支障なく業務を引継げる状況の確保について努めるべきこと</p>	60

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			複数年にまたがる運用が予定されている制作物については、その設計書、仕様書及びマニュアルを整備し、運用に参加を希望する者が業務の内容を理解した上で、適正に執行できる状況で入札できる状況を構築していく必要がある。	
			(ii) 令和6年4月単月におけるポータルサイト保守管理等運営業務委託契約について	
17		○	<p>【意見】 適正な業務の進捗管理を行うこと</p> <p>令和6年度の契約について、4月分が単月での随意契約によるものとなっていた。</p> <p>これは、新たな仕様を盛り込んだため、仕様書の取りまとめに時間がかかり、4月1日から開始する業務にあたって、「財務規則」に定める公告期間の10日間が取れずに、イレギュラーな対応になってしまったとのことであった。</p> <p>過去にない新規の取り組みに対応する場合は、スケジュールに余裕を持って所定の手続きを踏めるよう対応していく必要がある。</p>	61
			(2) 補助金について	
			①茨城県農業信用基金協会特別準備金積立補助金について	
18		○	<p>【意見】 モラルハザードを考慮すべきこと</p> <p>与信管理において県がチェックを行わず、金融機関に依存している状況で、保証を実行する協会への県からの補填の事業の形態は、信用基金協会の自立、独立採算制の阻害要因となるだけでなく、融資審査時における判断においてモラルハザードを生じさせかねず、融資をうける事業体の経営にも支障を生じさせかねないことを考慮していく必要がある。</p> <p>事業のあり方について、補助金を支給する県として、事業計画の審査、与信管理、モニタリングを行うようにする等の検討を行っていく必要がある。</p>	61
			2-1-6. 林政課	
			2. 監査の結果	
			(1) 委託について	
			①植物園基本設計業務委託について	
19		○	【意見】 委託契約について適正な事務手続きを踏まえて執行にあたるべきこと	76

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			<p>執行決議の際に会計管理課長の合議を要することとされているものの、その合議がなされていなかった。</p> <p>適切な執行を担保するために、内規をきちんと確認し必要な手続きを経たうえで事業を実施する必要がある。</p>	
			2-1-8. 漁政課	
			2. 監査の結果	
			(1) 委託について	
			①県産水産物流通消費拡大業務委託費について	
20	○		<p>【意見】委託業務の実施効果について、適正な総括、評価を実施して行くべきこと</p> <p>委託にあたり目標とする具体的な成果を定め、実績報告には目標達成状況を求め、目標に達成した要因や未達の場合の原因を検討していく必要がある。または、事業者に当該報告を求めることが困難である場合、県で実績報告をまとめるなどを検討していく必要がある。</p>	83
			②県産シラス PR 等業務委託事業について	
21	○		<p>【意見】複数者からの参考見積の徴取を求めるべきこと</p> <p>当事業の公募においては、参考見積が1者で、公募も1者しかなく、当該1者により、事業が委託されている。</p> <p>プロポーザル方式は、広く多様な提案の中から最善の方式を選択しうるというメリットを享受し、考えられうる最善方法を民間の中から求める趣旨からも、広く参考見積徴取あるいはそれ以前の暫定見積の段階から、協力を働きかけていくことが必要である。</p>	84
			(2) 補助金について	
			①霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費について	
			(i)補助対象者について	
22	○		<p>【意見】効果的な補助金の支給要件について、検討すべきこと</p> <p>補助対象者はトロールの許可を持ち、定置性漁法の導入により操業の多角化に取り組む漁業者で、定置性漁法に10日間出漁すると25万円が支給され、漁具を購入すると、2/3が支給されることとなっている。</p> <p>82件の申請のうち、漁具の購入の申請があったのが4件で</p>	85

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			あり、事業の本来の目的が達成されたか疑問である。効果的な補助金の支給要件について、検討していく必要がある。	
			(ii)実績報告について	
23		○	<p>【意見】 適正な実績報告を求めていくべきこと</p> <p>実績報告にすべての操業日ごとに操業の前後を撮影した写真の提出、売上傳票の提出を求めているところ、写真に不備があるものや、売上傳票がないものがあつた。</p> <p>実績報告として写真の提出を求めるのであれば、どのような写真とすべきかを交付要綱で詳細に記載するか、売上傳票の提出を求めるべきと考えられる。</p> <p>適正な実績報告を求めていく必要がある。</p>	85
			2-1-9. 水産振興課	
			2. 監査の結果	
			(1) 工事請負費について	
			①令和3年度鹿島漁港魚礁製作・設置工事について	
24		○	<p>【意見】 工事着工にあたり、事前準備に万全を期すべきこと</p> <p>本件工事の工期の延長については、工事を設計する段階で、組立場所の確認や設置位置の確認がなされていれば、防げていたものである。</p> <p>契約後に工事がスムーズに進行できるよう事前に、関係機関との調整を図っておく必要がある。</p>	90
			(2) 委託について	
			①養殖業相談業務について	
25		○	<p>【意見】 委託業務の内容について再検討すべきこと</p> <p>当該業務は養殖業の新規参入者等への相談業務、養殖実習の受入、情報収集等であり、実績報告を見ると、相談実績件数は年間7件であり、実習の受入はなく、情報収集も12件であった。なお、他にマニュアル作成・更新なども実施したとのことではある。</p> <p>実績報告の相談件数及び情報収集の件数に対し、年間相談員報酬214万円を支給したことの妥当性について疑問であり、委託業務の内容について再検討すべきである。</p>	91
			2-1-10. 農村計画課	
			2. 監査の結果	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			(1) 委託について	
			①鳥獣被害防止対策費について	
26		○	<p>【意見】提案者が検討するための十分な公告期間を確保すること</p> <p>当事業の公募においては、参考見積が1者で、公募も1者しかなく、当該1者により、事業が委託されている。</p> <p>プロポーザル方式は、広く多様な提案の中から最善の方式を選択しようというメリットを享受し、考えられうる最善方法を民間の中から求める趣旨からも、提案者が検討するための十分な公告期間を確保することが必要である。</p>	96
			(2) 土地改良区について	
27		○	<p>【意見】維持管理計画の変更を指導していくべきこと</p> <p>土地改良区の財政状態の健全性を判断するにあたっては、将来の負担に対する備えが出来ているかにも着眼していく必要がある。そのためには、合理的なコストを見積もる等、実態との整合がとれた適正な維持管理計画が出来ているかが重要となる。</p> <p>土地改良区が継続して安定的に運営されていくために、適正な維持管理計画の変更がなされ、将来の負担に備えた財務的措置がなされているか等について、検査において留意していく必要がある。</p>	97
			(3) 未登記・未譲与の財産について	
28		○	<p>【意見】法的援用について検討していくこと</p> <p>農村計画課では、従来から未登記、未譲与の解消に取り組んでおり、一定の成果を上げているが、契約書、印鑑証明等が無いものや相続人の把握が困難なもの等、権利関係に起因し解消困難なものうち占有状態にあるものに対しては、民法第162条の時効取得を援用する手段を用いることも、事務整理をしていく上で有効であると考えられる。</p> <p>未登記あるいは未譲与の解消方法の1つの手段として検討されたい。</p>	98
			2-2. 特別会計	
			2-2-3. 沿岸漁業改善資金特別会計（漁政課）	
29		○	【意見】活用状況により存続の必要性を検討していくべきこと	107

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			と 平成 30 年度、令和 3～6 年度は貸付にニーズがなく、件数・金額もない状態となっていた。 金利状況や制度変更から、貸付対象者からは当該貸付金制度は活用されやすくなるとは見込まれるものの、今後も、当該貸付制度の利用が無い状態が継続するようであれば、廃止も検討していく必要がある。	
			3. 出先機関について	
			3-1. 農林事務所	
			3-1-1. 県北農林事務所関係	
			3-1-1-1. 県北農林事務所	
			2. 監査の結果	
			(1) 補助金について	
			①儲かる産地支援事業費補助金について	
			(i)消費税等の扱いについて	
30	○		【意見】 補助申請者が課税事業者であるかの確認を行うこと 当該補助金の申請にあたっては、補助金申請者が課税事業者であるか否かの確認がなされた記録がなく、一律税抜での申請となっていた。本来、免税事業者にあつては、消費税等相当額は補助金の対象となるものである。 要綱に定める趣旨を適正に実施して行く上で、申請者が課税事業者であるか否かの確認を行っていく必要がある。また、課税事業者においても、簡易課税を選択適用している者の取扱いについて整理していく必要がある。	136
			(ii) 補助対象資産の保有状況の確認について	
31	○		【意見】 対象資産の保有状況について、報告を求めていくべきこと 機械等の資産の購入を対象とした補助金を支給したものについては、当該補助金で取得した対象資産については、その耐用年数において処分、貸付、担保に設定せずに保管を依頼する要綱となっている。 要綱の遵守状況の確認については、実施報告書で3年程度の状況の報告は受けているとのことであった。 実施報告書では、耐用年数（要報告期間）以下の年限とな	136

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			ってしまうことも多く、また、現物確認だけでは、担保の状況を確認できないため、チェックリストを作成し事業者に報告させ、要綱の遵守状況を確認していくことを検討する必要がある。	
			3-1-2. 県央農林事務所関係	
			3-1-2-1. 県央農林事務所	
			2. 監査の結果	
			(1) 補助金について	
			①R4 畜産競争力強化対策事業費補助金（施設整備）について	
32	○	<p>【意見】補助対象事業者の借入金返済可能性の検証を行っていくべきこと</p> <p>補助対象事業を実施し、自己資金が必要な状況にあって、現在の計画認定に際して、既存借入の情報も含めた事業での返済可能性についての検討が行われていない。</p> <p>補助事業を認定していくにあたっては、補助金申請書類の形式的な審査によらず、実施主体事業者の現在の財政状態及び経営成績を基に、補助金申請事業がもたらす効果とリスクを、長期的な視点で、補助金申請者が事業を継続していく上で負担とならないものとなっているかといった見地から審査を実施していくことが必要である。</p>	161	
			3-1-5. 県西農林事務所関係	
			3-1-5-1. 県西農林事務所	
			2. 監査の結果	
			(2) 補助金について	
			①強い農業・担い手づくり総合支援交付金について	
33	○	<p>【意見】目標未達の原因について要因を把握し、他の事業における知見として共有すべきこと</p> <p>当事業においては複数の目標未達成事業があり、古いものでは令和元年度の事業についてもいまだ目標達成しておらず、引き続き改善措置となっている。目標未達の事例が、目標と実績で乖離している原因を客観的に分析し、目標時の想定と実績の乖離において目標設定時の仮定が正しかったかの検証を行い、知見として共有していくことで、設定された目標の適否の判定の精度の向上に繋がるものと思料される。</p>	236	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			また、大多数の補助金制度は、補助率が定められており、申請者の自己負担を発生させることになることから、目標設定時との未達の乖離が生じた場合に及ぼされるであろう補助申請者のリスクを補助金審査時に考慮し、目標と現実性と補助金申請額等を総合的に判断していくことが必要である。	
			3-3. 畜産センター	
			3-3-1. 畜産センター（本所）	
			2. 監査の結果	
			(1) 財産売払収入について	
34		○	<p>【意見】肉用牛受精卵の売却価格について、検討していくべきこと</p> <p>肉用牛受精卵の売却価格について、受精卵1個あたりのコストを算出し、この価格を基準に価格を設定している。</p> <p>このコストには、人件費や設備費、供卵牛の減価償却費等は考慮されておらず、また精子価格が高額となるものについては譲渡価格における受精卵の生産コストが低減されるようになっており、県が負担する原価を回収できる状況とはなっていない。</p> <p>現状の価格設定を問題とするものではないが、長期的に、県の研究が畜産業の所得向上に結び付いていく中にあることは、持続安定的な研究が更なる県内の畜産業の発展に安定的に寄与するためにも、応分の負担を求めていくことも検討していくべきである。</p>	265
35		○	<p>【意見】奥久慈しゃもの事業のあり方について検討していくべきこと</p> <p>奥久慈しゃもの生産状況について、生産羽数は伸びておらず、生産戸数は減少している状況である。</p> <p>県が行う事業にあっては、現状維持での継続に留まらず、一定の成果を上げた後にはその事業をそれを担う団体等に引き継いでいきながら、更なる成長に向けての事業に振り向けていくことを期するものであるが、事業の成果がうかがえていない状況にある。</p> <p>奥久慈しゃものが、農事組合法人奥久慈しゃも生産組合に限定して譲渡されている中にあることは、組合と調整を図りなが</p>	265

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			ら、事業のあり方について検討していく必要がある。	
			3-3-2. 肉用牛研究所	
			2. 監査の結果	
			(1) 財産売却収入について	
36		○	<p>【意見】肉用牛凍結精液の売却価格について、検討していくべきこと</p> <p>基幹牛を作出していくにあたっては、多大の労力とコストを要するものであるところ、肉用牛の凍結精液について、令和6年度の譲渡本数4,000本に対し基幹牛A級の価格1,000円であるので、消費税を含めて4,400,000円程度となっている。</p> <p>現状の価格設定を問題とするものではないが、長期的に、県の研究が畜産業の所得向上に結び付いていく中においては、持続安定的な研究が更なる県内の畜産業の発展に安定的に寄与するためにも、応分の負担を求めていくことも検討していくべきである。</p>	271
			3-3-3. 養豚研究所	
			2. 監査の結果	
			(1) 財産売却収入について	
37		○	<p>【意見】豚等の販売価格について、検討していくべきこと</p> <p>豚等の販売価格について、労働費（人件費）を考慮していない。県が産業の一角を担っていることを考慮すれば、相応の負担として基本生産費に含まれる労働費分の負担を受益者である畜産家に求めるのも合理性はあるものと考えられる。</p> <p>現状の価格設定を問題とするものではないが、長期的に、県の研究が畜産業の所得向上に結び付いていく中においては、持続安定的な研究が更なる県内の畜産業の発展に安定的に寄与するためにも、応分の負担を求めていくことも検討していくべきである。</p>	277
			(2) 工事請負費について	
38		○	<p>【意見】複数者からの参考見積の徴取に努めるべきこと</p> <p>令和6年度畜産センター養豚研究所合併浄化槽設置工事の起工にあたり、1者から参考見積を徴取し、予定価格を算出していた。</p>	277

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			<p>一般競争入札を行った結果、4者からの入札があったものの、参考見積を徴取した1者を除く3者が全て最低制限価格を下回り失格となり、結果として1番高い金額を提示した同社が落札していた。</p> <p>予定価格を算出するにあたり、見積りを徴取するにあたっては、複数者からの見積りを徴取する必要がある。</p>	
			3-4. 農業総合センター	
			3-4-1. 農業総合センター（本所）	
			2. 監査の結果	
			(1) 委託について	
			①R6 農業総合センター内ほ場防風林剪定業務委託について	
39	○		<p>【意見】 予定価格の実効性を確認すべきこと</p> <p>R6 農業総合センター内ほ場防風林剪定業務委託について、1者より参考見積を徴取し、予定価格を算出し一般競争入札により実施している。</p> <p>当該入札には4者が応札しているが、うち3者が最低制限価格以下で失格となり、見積徴取業者が自ら提出した見積価格を大幅に下回る金額かつ最低制限価格をほんの少し上回る金額で落札していた。予定価格には当該業務の適正な利益水準を担保し過度な競争を排除する意味も持ち合わせているが、当該状況において、予定価格の設定水準に疑問が残る。予定価格の実効性を確保するためにも、複数者からの見積りを徴取するか過年度の同様な事業の実績値を参考にその適正性を担保していく必要がある。</p>	284
			(2) 固定資産管理について	
			①コンピューター室等について	
			(i) 不用資産について	
40	○		<p>【意見】 不用品の処分を検討すべきこと</p> <p>利用されていない電子顕微鏡等が、予算がつかないこと等を理由に撤去されない状況となっている。</p> <p>今後活用されない不用な資産については、処分を検討すべきである。</p>	285
			(ii) 旧データセンターコンピューター室について	
41	○		【意見】 未利用室の有効利用について検討していくべきこと	286

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			農業総合センターの本館2階コンピューター室が温度管理できる施設となっているが、特に利用されず、備品置き場となっている。 データセンターとしての利用がないのであれば、会議室にするなど、有効活用を検討していくことも必要である。	
			3-4-2. 農業研究所（水田利用研究室も含む）	
			2. 監査の結果	
			(1) 委託費について	
			①そば原種生産委託について	
42	○		【意見】委託料の算定にあたって、最低賃金を考慮すべきこと 令和6年度のそば原種委託について、委託料の積算にあたり、作業時間に対して単価1,000円を乗じて算定していた。 令和6年度の委託料積算時における1時間当たりの茨城県の最低賃金は953円であり、令和6年10月1日からの最低賃金は、1,005円となっている。 委託料の積算にあたって、作業時間に対して乗ずる時間単価については、最低賃金の水準を考慮すべきである。	291
			(2) 工事請負費について	
			①令和5年度農業総合センター農業研究所農業用水送水管敷設替工事について	
43	○		【指摘】一般競争入札の競争性の確保に努めるべきこと 令和5年度農業総合センター農業研究所農業用水送水管敷設替工事について、一般競争入札により実施され、応札者は1者となっていた。 一般競争入札にあたって、参加条件を設定しているところ、入札委員会の議事録を見ると、条件を付した場合の応札可能企業が30者を超えることの確認がなされていない状態であった。 条件を設定した上で、応札可能者が30者以上確保できることを確認していくことが必要である。	291
			3-4-3. 山間地帯特産指導所	
			2. 監査の結果	
			(1) 財産売払収入について	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
44	○		<p>【指摘】 売払価格の客観性を確保すること</p> <p>令和6年度のリンゴの売払価格の根拠について、水戸公設市場の市況を参考にした旨の説明がなされているところ、水戸公設の市況からは逸脱した価格となっていた。</p> <p>客観性を持つ価格の根拠を示していく必要がある。</p>	295
45	○		<p>【指摘】 売払先の基準を設けるべきこと</p> <p>所内職員以下他の関連機関に生産物の売払いを行っているところ、どこにどのように売払うという基準はないとのことである。</p> <p>外部の者への販売は間接的には近隣農家の需要を減らすことに繋がること、特定の関係団体を売払先として扱うことの公平性について考慮する必要がある。また、生産物の受渡しについての時間や費用のあり方についても、不明瞭な部分があるため、これらを検討し、売払い方法についての基準を設ける必要がある。</p>	295
			(2) 物品の管理について	
46	○		<p>【意見】 台帳から棄却された備品について、物の処分の適正性を担保すべきこと</p> <p>台帳から棄却された備品について、その後の処理の状況を確認したところ、スクラップ業者へ売却しているケースなどもあったが、棄却した備品のその後の状況を確認できるような管理はされていなかった。棄却した備品が、適正に処分されていることを担保するため、廃棄処理をした場合はマニフェストを保管するなど、棄却した備品のその後の状況についても確認できるよう管理することが必要である。</p>	296
			(3) 予算執行について	
47	○		<p>【意見】 発生部署で予算執行、会計処理を検討すべきこと</p> <p>100万円以上の備品の購入については、農業技術課で予算計上及びその支出がなされている。</p> <p>当該処理は、農業技術課の中での予算流用を可能ならしめるための措置であることと思慮され、県全体の決算としては正しくなるものと考えられるが、支出を発生場所ごとに把握し、事業と支出を管理しようとする場合には、弊害を生じることと考えられる。</p>	296

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			管理をしていく上では、発生場所に支出を負担させるようにしていくことを検討していくことも有用である。	
			3-4-4. 鹿島特産指導所	
			2. 監査の結果	
			(1) 需要費 (修繕工事について)	
			①令和6年度鹿島地帯特産指導所外周フェンス修繕業務について	
48	○		<p>【意見】 複数者からの参考見積を徴取すべきこと</p> <p>令和6年度鹿島地帯特産指導所外周フェンス修繕業務について、1者より参考見積を徴取し、予定価格を設定しているところ、一般競争入札の結果、落札額は予定価格の47.32%の状況であった。</p> <p>当該状況は、参考見積を1者のみからの徴取によったことから、予定価格が高く設定されていたこととみられる。参考見積を複数者から徴取していく必要がある。</p>	299
			(2) 固定資産について	
			①用途廃止の財産の処分について	
49	○		<p>【意見】 処分を適正に実施して行くべきこと</p> <p>遊休資産の状況を確認したところ、二連棟大型ハウス及び電気マッフル炉が、遊休資産となっていた。二連棟大型ハウスは、帳簿上の棄却は行われており、電気マッフル炉は帳簿にまだ記載があるが、いずれも予算措置の都合により現物は処分できていないとのことであった。</p> <p>大型ハウスについては、突風などによる二次被害の危険や雑草管理に不便さがあることから、早期の撤去を検討していくべきである。</p>	299
			(3) 劇薬剤の管理について	
50	○		<p>【指摘】 劇薬剤の管理について、使用状況が確認できるものとすべきこと</p> <p>劇薬剤の管理に当たっては、様式第157号供用品(原材料)受払カードで管理されていたが、記入状況は、未開封が1、開封後が0.5として記入されているのみであった。</p> <p>この状態では、使用状況が確認できないため、使用者及び使用量を記録し、より精緻な残存量を把握できるよう、管理</p>	300

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			を行っていく必要がある。	
			3-4-5. 農業大学校	
			2. 監査の結果	
			(1) 農業大学校の経営について	
51	○		<p>【意見】 将来的には統合を検討していくべきこと</p> <p>在校生に対して、多くの職員が必要な要因として、農学部は茨城町、園芸学科は坂東市にキャンパスを設置し、離れた別の場所で運営されていることにより、学校運営(寮運営を含む)に関する職員が二重にかかっていることが考えられる。</p> <p>また、学校の学科の授業においては、外部講師(R7年度では26名)を招聘し、科目ごとに授業を受け持って学科における授業も各所で行われることにより、共通の授業も2回実施される必要があるなど、同一箇所、併せて実施できた場合に比べると支出が余計にかかることになる。</p> <p>将来的には、1箇所集約していくことを検討していくことが有効である。</p>	307
52	○		<p>【意見】 学校運営として専門的な見地から経営を検討していくこと</p> <p>現在、大学校の運営は、農業職あるいは事務職の職員が、県の定期異動の中にあって、その運営を行っている。</p> <p>学校運営において学生確保は死活問題であり、少子化の中、他の大学、短大、専修学校にあっては、如何に自らの学校に生徒を引き付けられるか切磋商磨している。</p> <p>そのような中で、定期異動を伴う職員による学校運営が、入学対象となる学生、その親あるいは高等学校の先生に対して信頼を得る状況を築いていけるのかという疑問が生ずる。</p> <p>大学校としての意義、魅力度を上げていく上で、その運営にあたる専門性ある職員を長期的に配置していく検討が必要である。</p>	307
53	○		<p>【意見】 学科等について検討していくべきこと</p> <p>農業大学校の入学者を見ると、畜産学科が著しく低い状況となっている。</p> <p>県として大学校の畜産学科に対してのニーズが減少している要因を検討し、減少している状況が継続していくことが見</p>	308

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			込まれるのであれば、学科等について、近隣他県と分業しながら、一定数の学生を確保していく方策を検討していくことも有益であると考え。	
			(2) 工事請負について	
			①令和6年度農業大学校本館渡り廊下防水工事について	
54		○	<p>【意見】複数者からの参考見積を徴取すべきこと</p> <p>令和6年度農業大学校本館渡り廊下防水工事について、起工にあたり、1者より参考見積を徴取し、参考見積から予定価格及び最低制限価格を算出して入札を行ったところ、7者が応札し、5者が最低制限価格を下回り失格という状況であった。</p> <p>このような状況にあって、そもそも予定価格が適正であったかについて疑問が生じる。1者からの見積り価格による価格決定は、企業努力による競争性を失する結果にもなり得ることから、複数からの見積りを徴取する必要がある。</p>	308
			3-5. 林業技術センター	
			2. 監査の結果	
			(1) 事務処理について	
55		○	<p>【意見】報償費の支払に係る事務処理を適正に行うべきこと</p> <p>報償費の支払にあたって、所得税の源泉徴収を行っているが、令和6年度において源泉徴収税額表の誤った摘要欄の適用による事務処理が行われていた。令和7年度において、適正な処理が行われているが、このような事務処理が行われないう、マニュアル等を整備し、併せて組織内で確認を行う体制を構築していくことが必要である。</p>	311
			3-6. 水産関係機関	
			3-6-1. 霞ヶ浦北浦水産事務所	
			2. 監査の結果	
			(1) 委託費について	
			①令和6年度霞ヶ浦産シラウオ PR 等委託について	
56		○	<p>【意見】審査担当者について検討すべきこと</p> <p>令和6年度霞ヶ浦産シラウオ PR 等委託については、地元漁協と漁業者が創出した生食用凍結シラウオ商品の本格販売に向け、商品のネーミング等を決めて、販売促進を図るため</p>	316

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			<p>の PR を行うことを目的としたものであり、公募型プロポーザル参加型の入札により実施している。</p> <p>プロポーザルの審査は、県職員の 6 名で担当していたところ、漁協や漁業代表者が審査に加わることで、より事業効果を有効に発揮できるものと思料される。</p> <p>事業の効果が最大限期待できるよう、関係者の積極的な参加を促進していくことが有益である。</p>	
57	○	<p>【意見】業務内容と参加資格条件について検討すべきこと</p> <p>公募型プロポーザル参加方式による場合でも、具体的に指定した多様な業務内容を包含した仕様とし、参加条件資格に個別指定した多様な業務内容を含む一定期間における過去の実績のある者とした場合に、参加者が制限され、結局、応募する業者は限定的になるものと危惧される。</p> <p>公募型プロポーザル参加方式により、広く提案を求めることを目指すのであれば、業務仕様についての具体的な仕様は最小限とし、あるいはデザインと販促活動とを分離する等、各々の各分野での良い提案を募る方法も検討していくことが有益である。</p>	316	
			第 3 章 総合的意見	
			I 試験研究機関について	
58	○	<p>【意見】試験研究機関のあり方について</p> <p>試験研究機関における研究課題は、4 年程度の中期計画を定め、中期計画に基づく単年度ごとの研究課題を設定しながら、活動を行っている。中期計画を策定するのは、実際の計画進行期前となり、1つの中期計画を目標として取り組む課題については、最短 5 年度との関与が必要となるが、現状の県の人事異動の中にあっては、多くの研究に携わる職員が異動することになり、1つの課題を継続して専属で担える状況になっていないことから、目標の意図が十分機能していないように感じられる。</p> <p>さらに、新品種や新技術の開発や種苗、種用家畜の生産にあたって、維持改良対象物の系統的特性や地域環境特徴を理解して取り組んで行くことが必要であるところ、これらの対象物には生物的な発情周期や気候的には四季による適期があ</p>	337	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			<p>り、一年で経験できる回数は1回から数回程度と、日常的に経験を積み重ねることは困難なものである。そのような中であって、短期的な異動の常態化で、これらの研究に対しての成果は限定的なものになるように思われる。</p> <p>研究の成果の充実を図っていく上で、研究課題に着眼した長期的な視点での配属を検討していくことが有益である。</p> <p>今日、インターネットやAIの普及により情報が容易に入手できる環境が整備されてきている。また、農家等が大規模化していくことにより経営者の試験研究機関に対するニーズが高度化されてくるものと思慮され、このニーズに応えていくために、試験研究機関の研究機能の向上にむけた取組が必要になる。</p> <p>研究機関の機能を高めていく上で、自律的に運営を行い、自らPDCAサイクルを回し、自分たちの仕事の効果が自分たちの評価にダイレクトに跳ね返る組織形態として地方独立行政法人化させる方向もあると思料される。地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が直接実施する必要のないものの、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人である。</p> <p>地方独立行政法人を設立するメリットとして、優秀な人材の確保・育成、研究等の資金ルートの拡大、研究成果の向上、研究や勤務環境の改善に迅速に対応できる等が挙げられる。</p> <p>職員の身分についての整理、移行に伴う事務作業やコストが発生することがあるものと考えられるが、研究機関の研究機能の向上という観点から着眼した県の研究機関のあり方としては、検討に値するものと思料される。</p> <p>変化する社会環境の中で、県の試験研究機関が今後果たしていく役割について再確認を行い、役割を果たしていくために必要な組織のあり方について、検討を行っていく必要がある。</p>	
			II. 工事請負契約・委託契約について	
			1. 農地局で行う委託契約について	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
59	○	<p>【意見】競争性の確保に配慮していくべきこと</p> <p>農地局の土地改良区の換地業務については、茨城県土地改良事業団連合会に随意契約されている。土地改良区の換地業務は、土地改良換地士の関与が義務付けられているところ、土地改良換地士は、国家資格であるが、土地改良換地士が土地改良事業団連合会に属していることを登録要件としているものではないことから、土地改良事業団連合会以外にあっては、換地業務に携わる機会を喪失させていることにも留意が必要である。</p> <p>また、設計業務委託においても、特定の8者が指名を受け、受注する状況となっている。</p> <p>業務における信用度を担保することは必要であるが、新規参加者が受注機会に加われない状況が継続している状況は、県内の受注者の競争機会を喪失させ、その成長を妨げる要因にもなることに留意していく必要がある。</p> <p>新規の参加者の受注機会の創出について、検討していく必要がある。</p>	351	
			2. 農地局で行う工事請負契約について	
60	○	<p>【意見】競争性を確保していく観点から、参加機会の検討を行っていくべきこと。</p> <p>農地局の行う工事について、1者入札あるいは応札者が少ない事例が見られる。応札者が少ない原因には、同種・類似工事の施工実績を参加資格要件としていることから、新規参加者が増えないということも考えられる。</p> <p>新規参加にあたっては、一定の参加プロセスが設定されているが、参加プロセスで経る対象工事の起工が少なく、工事規模による格付け基準でその対象工事にも応札できない等の障壁も見られる。新規参加者の受注機会を確保し、競争性を確保することからも、参加資格要件の考え方あるいはその運用方法について、検討をしていく必要がある。</p>	352	
			3. 予定価格の公表について	
61	○	<p>【意見】予定価格の事後公表を検討すべきこと</p> <p>県は、競争入札に付する予定価格を、工事及び委託において、事前に公表することにしていない。</p>	357	

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			<p>応札業者が減少している中であって、落札率は上昇傾向が見られ、現に、1者入札の場合の落札は、99%を越す事例が表れている。</p> <p>総務省では、事前公表による弊害として、落札価格が高止まりになること等をあげており、弊害が生じた場合には、事前公表を取りやめる旨の通知を出している。</p> <p>応札者が減少し、落札率が上昇している状態を見ると、総務省の通知で示す弊害が生ずる恐れが高まっていると危惧される。事前公表の適否について、検討を行う必要がある。</p>	
			III.補助金について	
62		○	<p>【意見】成長政策的補助について、実質的審査に着眼して取り組まれるべきこと</p> <p>多くの成長政策的補助金において、補助対象は新たな取組活動や取得する設備等とされ、補助金申請にあたっては、その取組活動や取得設備に関わる経費や得られる効果を抽出し、その効果の目標年度を3年から5年程度の中で記載して申請されることになっている。</p> <p>補助対象資産の耐用年数は目標年度よりも長く、企業活動においては更に長期に及ぶことになる。補助金が有効に活用されていくことは、補助金が要綱に従って3年から5年程度の間目標を達成していくことができるかと相まって、補助金申請者が政策目的を長期的に達成していけるかの視点が重要である。そのためには、申請者の現状の財務状況を把握し、その上で事業活動理念や方針、それを追求するための長期的な活動ビジョンと具体的な事業計画が設けられ、その位置付けの中で補助対象の取組活動や設備取得が果たす役割を分析した上で、補助金の審査が行われていくことが必要になってくるものと考えられる。</p> <p>また、補助金を申請するにあたっては、経費の全額が補助金として支給されるものではなく、補助申請者においても、その取組や設備取得に対し資金負担が生じるものである。補助金の対象となったことで、資金負担が大きくなることになり、企業全体の資金繰りの悪化を生じさせかねないことへの配慮も必要であると考えられる。</p>	358

No	監査結果		章、節、項 指摘・意見の内容	報告書 のページ
	指摘	意見		
			多種多様な補助金が規模を拡大させながら用意されていく中であって、要綱に従って記載された申請書とともに事業者が継続的に政策目的の達成に取り組んでいけるか等に着眼し、補助金が有効的に活用されるよう取り組まれない。	
			IV.物品の管理について	
63		○	<p>【意見】物品の処分が適正に行われていることを確認できる措置を講ずべきこと</p> <p>物品の処分状況について確認を行うと、帳簿上の処理は適正に執行されているが、備品自体の処分状況が確認できない状況であった。</p> <p>物品自体の処分についても、不法投棄や持ち出し等のリスクも伴うものであり、責任ある処分が求められる。物品台帳上の棄却で終結せず、備品そのものの処分についてもどのように処分がされているかについて追跡できるよう管理する必要がある。</p>	359